

第3回
別海町みんなでつくる
自治基本条例検討委員会
【Cグループ会議】
議 案



日 時：平成22年10月13日（水）午後1時00分～午後3時00分
場 所：301号会議室

《会議次第》

1 開 会 Cグループリーダー

2 自己紹介

3 議 題

(1) グループ会議の進め方について確認・・・・・・・・・・ 1

①進 行 役 【 】

②報告書の作成者 【 】

③発 表 者 【 】

(2) 第2章 情報共有（全6条）について・・・・・・・・・・ 2

(3) 今後のスケジュール確認について・・・・・・・・・・ 5

4 閉 会

（２）第２章 情報共有（全６条）について

第２章 情報共有

（情報共有の基本）

第６条 町民、議会及び行政は、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報の共有がまちづくりの根源であることを強く認識することを基本とします。

【解 説】

情報共有の基本として、町民、議会及び行政が互いに情報を伝え合い、情報共有がまちづくりの根源であることを定めています。

【検討した内容】

- ・町民、議会及び行政を含めて主語とする場合は「わたしたちは」と定義ではしていましたが、特に３者の立場を明確に規定するため、そのまま表現しています。
- ・情報を共有するための制度の規定の前に、まず情報共有についての基本認識を規定し、その後に、制度について規定していく構成とすることとします。

<検討内容>

（情報提供）

第７条 議会及び行政は、この条例の基本理念の実現を図るため、その保有するまちづくりに必要な情報を町民へ積極的に、わかりやすく、適時に提供します。

２ 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政へ積極的に提供します。

【解 説】

議会及び行政は、基本理念に基づき“まちづくり”に必要な情報は町民に積極的に、わかりやすく提供し、町民も“まちづくり”に必要な情報は議会及び行政に対して積極的に情報提供することとして定めています。

【検討した内容】

- ・議会も含めての情報提供を規定しているが、行政等が持つ情報は広範囲にわたる点を考慮し、まちづくりに必要な情報としています。
- ・制度を規定する条文のため、主語は「わたしたちは」とはせず、「町民は」や「行政は」とする。

<検討内容>

(情報公開)

第8条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利があります。

2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、別海町情報公開条例（平成14年12月19日別海町条例第42号）の規定により、情報を公開します。

【解 説】

情報共有のための具体的な制度として、情報公開に関する制度を定めています。

※【別海町情報公開条例（平成14年12月19日別海町条例第42号）】

【検討した内容】

- ・ 個別の条例で規定されている制度ですが、情報共有の制度として規定しています。
- ・ 情報公開制度が、すべての情報の公開を可能としているわけではないことから、その部分を本条例に含めるべきか検討。本条例としては制度として規定し、具体的な部分は個別の条例によるものとしています。

<検討内容>

(説明責任)

第9条 議会及び行政は、保有する情報について町民にわかりやすく説明する責務があります。

【解 説】

議会及び行政は、保有する情報を町民にわかりやすく説明する責任と義務があることを定めています。

【検討した内容】

- ・ 情報の提供と情報の説明では、町民対応の状況が異なる場合もあることから、それぞれ規定しています。

<検討内容>

（個人情報の保護）

第 10 条 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、別海町個人情報保護条例（平成 14 年 12 月 19 日別海町条例第 43 号）の規定により、適正に保護します。

【解 説】

個人情報の保護を図るための具体的な制度について定めています。

※【別海町個人情報保護条例（平成 14 年 12 月 19 日別海町条例第 43 号）】

【検討した内容】

- ・本制度についても、個別に条例が設けられているものですが、情報共有に関する制度として規定しています。

＜検討内容＞

（町民の意見等への取扱い）

第 11 条 行政は、まちづくりに関する町民の意見、提言及び要望等に対し、迅速かつ誠実に対処します。

【解 説】

町民からいただいた“まちづくり”に関する意見、提言及び要望などについては、迅速かつ誠実に対処することと定めています。

【検討した内容】

- ・様々な意見を想定し、単に意見ではなく、まちづくりに関する意見としました。
- ・意見の取扱いとして、行政運営への反映といった内容を盛り込むかどうか検討しましたが、本文のように規定しました。

＜検討内容＞

(3) 今後のスケジュール確認について

☆10月13日【3回目】 <グループ会議>

○検討内容：Cグループに分けての検討。

◇第2章 情報共有・・・・・・・・・・(全6条)

☆10月 日【4回目】 <グループ会議>

○検討内容：前回の“ふりかえり”と検討。

◇第3章 町民参加と協働・・・・・・・・(全6条)

☆10月25日の週【5回目】 <全体会議>

○検討内容：前回の“ふりかえり”と**前文・第10章条例の見直し**について、全体で検討。

☆11月 1日の週【6回目】 <全体会議>

○検討内容：これまで検討してきた**各章（前文・第1章総則～第10章条例の見直し）**

について、全体で検討・確認。（※第1章総則については、第2回目で実施しているが、再度確認が必要である。）

●みんなでつくる検討委員会で検討した（草案）を「庁内（各課）」「庁内検討会議」「議会（総務建設常任委員会）（全員協議会）」で検討。

☆11月中旬～下旬【7回目・8回目】2回程度 <全体会議>

○検討内容：「庁内（各課）」「庁内検討会議」「議会（総務建設常任委員会）（全員協議会）」で検討結果を基に、『みんなでつくる検討委員会』を開催し全体で検討。

☆12月下旬～1月上旬【最終回】 <全体会議>

○検討内容：地域説明会、パブリックコメント、職員プロジェクトチームでの検討を終えた草案について、『みんなでつくる検討委員会』全体での最終確認。

※【提言書】を町長に提出

別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

【検討結果表】 Cグループ

[illegible]

